

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

## 〔定性的な開示事項〕

### ■連結の範囲に関する事項

- 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はございません。
- 連結グループに属する連結子会社は2社です。

名 称	主要な業務の内容
仙銀ビジネス株式会社	当行委託の事務代行業務、現金精査整理業務、店舗・社宅・寮等不動産の保守・管理・賃貸業務等
仙銀カード株式会社	クレジットカード業務

- 告示（注）第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人はございません。
- 告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はございません。
- 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はございません。
- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。連結子会社の業況等により、支援を行うことがございます。

（注）銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号

### ■自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段（平成22年3月末）

自己資本調達手段	概 要
発行済株式 (普通株式7,591,100株)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
期限付劣後債務  劣後特約付借入金 (8,000百万円)	・期間7～10年（期日一括返済） ・一部において、ステップアップ金利特約付 ・一部において、5年目以降に、金融庁の承認を条件に期限前返済が可能

### ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、業務運営上のリスクのうち「信用リスク」「市場リスク」「オペレーション・リスク」をそれぞれ評価し、総合的に把握したリスク量が、自己資本（Tier I と Tier II の合計額）の一定割合の範囲内に収まるよう、リスク許容度を設定し、業務の健全性・適切性の維持に努める方針としております。なお、リスク許容度については、試行的に設定した後に本格的に実施する等、段階的に高度化を図る方針としております。

自己資本充実度の評価にあたっては、内部環境、外部環境及びリスク評価方法等に留意するとともに、定期的又は必要に応じて随時、取締役会等において検証し、例えは自己資本充実度が十分でない場合等は、自己資本増強等の対応策を検討、実施する方針としております。

### ■信用リスクに関する事項

- リスク管理の方針及び手続の概要

#### （信用リスクとは）

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、当行が損失を被るリスクをいいます。

#### （信用リスク管理の方針及び手続の概要）

当行では、「信用リスク管理方針」を制定しリスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指すとともに、「信用格

付」「自己査定」を通じて信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの量化」に取り組んでおります。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、融資部が業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築に取り組んでおり、モニタリング結果を定期的に経営委員会及び取締役会に報告しております。

信用格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行なう上で、信用格付を利用しております。

自己査定は、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。自己査定の集計結果等は経営委員会及び取締役会に報告しております。

なお、計測した信用リスク量については「ALM委員会」において協議し、経営委員会へ報告しております。

#### （自己査定と償却・引当）

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却又は個別貸倒引当金の計上を行っております。

#### （標準的手法が適用されるポートフォリオについて）

リスク・ウェイトの判定は、原則として次の適格格付機関4社の格付を各エクスボージャーごとの参照する格付に使用しております。

#### （使用する適格格付機関（原則））

エクスボージャーの種類	国内のエクスボージャー	国外のエクスボージャー
中央政府及び中央銀行（注1）	R&I、JCR	Moody's、S&P
中央政府及び 中央銀行以外の公共部門（注2）	R&I、JCR	Moody's、S&P
金融機関	R&I、JCR	Moody's、S&P
事業法人その他	R&I、JCR	Moody's、S&P

#### （参照する格付）

エクスボージャーの種類	参照する格付
中央政府及び中央銀行（注1）	中央政府に付与された格付
中央政府及び 中央銀行以外の公共部門（注2）	所在国の中の中央政府に付与された格付
金融機関	設立された國の中央政府に付与された格付
事業法人その他	各法人等に個別に付与された格付

（注）1.これにかかわらず日本国政府及び日本銀行向けの円建てエクスボージャーはリスク・ウェイト0%といいたします。

2.我が国的地方公共団体等これにかかわらず個別にリスク・ウェイトを規定するものを除きます。

#### （内部格付手法が適用されるポートフォリオについて）

内部格付手法は採用しておりません。

## ■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

### (信用リスク削減手法とは)

当行では、信用リスク・アセットの額の算出において、告示第80条の規定に基づき信用リスク削減手法を適用しております。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、適格金融資産担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当いたします。なお、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用する手法として、当行では簡便手法を用いております。

### (方針及び手続)

エクスボージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保については、当行が定める「融資担保規程」及び「貸出金関連信用リスク・アセット算出細則」にて、評価及び管理を行っており、自行預金、日本国政府又は我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については我が国の地方公共団体の保証が主体となっており、信用度の評価については、全て政府保証と同様と判定しております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保預金（総合口座を含む）として差入られていない定期性預金を対象としております。

なお、クレジット・デリバティブについては、現時点において自己資本比率計算上の信用リスク削減としては勘案しておりません。

## ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、派生商品取引として、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、金利キャップオプション取引がございます。派生商品取引の取引相手の信用リスクに関しては、原則として債権と同様の方法により管理しております。

なお、当行では派生商品に係る担保による保全は行っておりません。また、一部の派生商品取引では、当行の信用力の低下により追加的な担保の提供が求められることがあります、当行は担保として提供可能な資産を十分に保有しております。

## ■証券化エクスボージャーに関する事項

### ● リスク管理の方針及び手続の概要

#### (取引の内容)

当行では、投資家として債務担保証券（CDO）を保有しております。

#### (取引に対する取り組み方針)

当行では、投資家として新規の投資予定はございません。

#### (取引に係るリスク)

当行では、保有する証券化商品に関連し、信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではございません。

また債務担保証券は、組み込まれた参照企業の信用事由等の変化により、有価証券として時価が変動するリスクを有しております。

#### (取引に係るリスク管理体制)

当行では、債務担保証券について、有価証券として時価が変動するリスクを考慮し、定期的に時価と格付を把握し、経営委員会へ報告する体制としております。

### ● 証券化エクスボージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では、証券化エクスボージャーの信用リスク・アセット額の算出に「標準的手法」を使用しております。

### ● 証券化取引に関する会計方針

当行では、オリジネーターとしての証券化の取り組み予定はございません。

### ● 証券化エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当行では、証券化エクスボージャーのリスク・ウェイト判定について、国内のエクスボージャーはJCR、R&I、国外のエクスボージャーはMoody's、S&Pの適格格付機関を使用することを原則としております。参照方法は「信用リスクに関する事項」の通りでございます。

## ■オペレーションナル・リスクに関する事項

### ● リスク管理の方針及び手続の概要

#### (オペレーションナル・リスク管理体制)

オペレーションナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーションナル・リスクの総合的な管理を経営の重要な事項と位置付け、当行の業務の規模・特性・体力等を考慮しつつ、また、オペレーションナル・リスクがあらゆる場所で顕在化する可能性があるという特性を認識し、オペレーションナル・リスクの総合的な管理態勢の整備に取り組んでおります。

オペレーションナル・リスクの管理については、オペレーションナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーションナル・リスク管理方針」を制定し、オペレーションナル・リスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「風評リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」の6つに区分したうえで、各リスクの主管部署を定め、業務全般にわたる管理体制や各種規程の整備に取り組んでおります。また、リスク統括部リスク管理室が総合的な管理部署としてオペレーションナル・リスク全体を一元管理し、総合的なオペレーションナル・リスクを把握したうえで、改善へ向けた施策等を行い、オペレーションナル・リスクの極小化を目指しております。

リスク区分	定義
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。
法務リスク	法令等や各種取引上の契約等において、遵守違反や契約違反、その他それに伴う罰則適用や損害賠償等により、損失を被るリスクをいいます。
風評リスク	災害・事故・経営不振等についての不適切あるいは、虚偽の報道・情報が流通し評判が悪化すること等により、直接、間接を問わず不測の損失を被るリスクをいいます。
人的リスク	役職員等の健康又は職場の安全環境、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為（セクシャルハラスメント等）等により、損失を被るリスクをいいます。
有形資産リスク	災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下により、損失を被るリスクをいいます。

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

## （オペレーションル・リスクの管理方針及び管理手続）

当行では、具体的なオペレーションル・リスクの管理として、オペレーションル・リスクに係る損失データの収集・分析やCSA及びKRIを通し、適時適切なオペレーションル・リスクの特定・評価・モニタリング・コントロールを目指しております。これらの管理を定期的に実施し、オペレーションル・リスク顕在化の未然防止及び発生時の影響軽減化を図るため、リスク管理のPDCAサイクルの確立に努めています。

### （注）CSA（リスクとコントロール有効性に対する自己評価）

Control Self Assessmentの略。組織内全ての場所に内在するリスク及びその管理手法を自らが評価・把握し、管理を行ってもなお残存するリスクに対し、自らが必要な削減策を策定していく自立的なリスク管理手法。

### KRI（リスクとコントロール有効性に対する客観的な評価）

Key Risk Indicatorsの略。リスクの状況変化、管理状況について指標を設定し、指標値のモニタリングを通して、業務におけるリスクの高まりやコントロールの有効性を客観的に評価する管理手法。

### ● オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーションル・リスク相当額の算出については、告示に定める「基礎的手法」を採用しております。

### ● 先進的計測手法を使用する場合における事項

該当ございません。

## ■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、投資有価証券について「有価証券業務施策」を半期ごとに作成し、投資の基本施策、運用方針及びリスク管理について、リスク管理委員会の協議を経て経営委員会で決議しております。また、株式等については、有価証券の総運用額に対する保有限度割合及び損失限度枠を設定しており、設定限度枠を超えないようコントロールするとともに、常時監視し、状況を毎月ALM委員会及び経営委員会に報告しております。

当行では、リスク計測態勢の構築を検討し、リスク計量の精度向上と態勢整備に努めています。

株式等の評価について、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により評価しております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載することとしております。

## ■銀行勘定における金利リスクに関する事項

### ● リスク管理の方針及び手続の概要

#### （リスク管理の方針）

当行において管理可能なリスクについては、能動的に一定のリスクを取り収益機会としていますが、管理不可能なリスクは極力回避することを基本的な方針としております。

また、リスクの計測体制の整備に努めるとともに、過度に特定種目に投資する集中リスクを排除し、リスク分散に努めています。

#### （手続の概要）

当行は、市場リスクの管理のため、保有限度枠（保有額の上限）やリスク許容限度額等の管理枠の設定を行い、半期ごとに見直しを行っております。また、管理枠にはアラームポイントを設け、対応方針の見直しが的確に行えるようにしております。個別銘柄にはロスカット・ルールを設け、損失の極大化に制限を設けております。

平成19年3月から施行された新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）におけるアウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に

ついては、適切な範囲に金利リスクをコントロールするため、毎月、ALM委員会において金利リスクの状況を把握し、対応を協議・検討しております。

### ● 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

#### （計測頻度）

当行では、下記金利ショックによる金利リスク量を毎月計測し、ALM委員会及び経営委員会等へ報告し、金利リスクの管理を行っております。

なお、連結子会社の金利リスクについては、現在連結子会社全体の資産・負債のうち金利感応性をもつものが、母体行対比で僅少なことから、金利リスクの計量化は行っておりません。

#### （金利ショックの種類）

保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値の金利ショックによる銀行勘定の経済的価値の減少額を金利リスク量としております。

#### （コア預金の取扱）

流動性預金については、滞留期間を考慮した「コア預金」を内部モデルにより算定しております。

（＊）「コア預金」とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金を指しております。

#### （期限前返済・繰上償還権の取扱）

貸出金、預金等の金利リスク量は、期限前返済（解約）が無いことを前提に計測しておりますが、有価証券にあらかじめ付与されている繰上償還権については、計算上これを考慮し、満期日を調整した計測を行っております。

## 〔定量的な開示事項〕

計数は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### ■自己資本の構成に関する事項

自己資本の構成については、連結自己資本比率（20ページ）及び単体自己資本比率（38ページ）に記載しております。

### ■自己資本の充実度に関する事項

#### ● 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	単体				連結			
	平成21年3月期		平成22年3月期		平成21年3月期		平成22年3月期	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額

#### 【資産（オン・バランス）項目】

現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	14	0	18	0	14	0	18	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,139	45	946	37	1,139	45	946	37
国際開発銀行向け	1	0	1	0	1	0	1	0
地方公共団体金融機関向け	—	—	50	2	—	—	50	2
我が国の政府関係機関向け	3,121	124	4,092	163	3,121	124	4,092	163
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,846	793	16,631	665	19,846	793	16,631	665
法人等向け	90,093	3,603	87,839	3,513	85,462	3,418	83,515	3,340
中小企業等向け及び個人向け	70,475	2,819	79,871	3,194	71,609	2,864	80,860	3,234
抵当権付住宅ローン	27,533	1,101	24,317	972	27,533	1,101	24,317	972
不動産取得等事業向け	19,436	777	31,690	1,267	19,436	777	31,690	1,267
三ヶ月以上延滞等	2,333	93	2,433	97	2,403	96	2,494	99
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	5,018	200	5,000	200	5,018	200	5,000	200
株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	11,557	462	12,456	498	11,557	462	12,456	498
上記以外	23,026	921	21,690	867	25,939	1,037	24,554	982
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	273,598	10,943	287,040	11,481	273,084	10,923	286,629	11,465

#### 【オフ・バランス取引等項目】

原契約期間が1年以下のコミットメント	150	6	66	2	150	6	66	2
特定の取引に係る偶発債務	—	—	1	0	—	—	1	0
原契約期間が1年超のコミットメント	—	—	—	—	2,027	81	1,745	69
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,363	94	1,982	79	2,363	94	1,982	79
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,475	59	1,209	48	1,475	59	1,209	48
派生商品取引	319	12	56	2	319	12	56	2
オフ・バランス取引等 計	4,308	172	3,316	132	6,335	253	5,061	202
信用リスク（標準的手法）計	277,906	11,116	290,357	11,614	279,419	11,176	291,691	11,667
オペレーションナル・リスク（基礎的手法）	25,607	1,024	24,625	985	25,861	1,034	24,824	992
総所要自己資本額	303,513	12,140	314,982	12,599	305,281	12,211	316,515	12,660

(注) 所要自己資本の額=信用リスク・アセットの額×4%

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

## ■信用リスクに関する次に掲げる事項

- 信用リスクに関するエクスポートジャーヤーの期末残高及び三月以上延滞エクスポートジャーヤーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

〈単体〉

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	平成21年3月期				
	信用リスク・エクスポートジャーヤー期末残高			三月以上延滞 エクス ポートジャーヤ	デリバティブ 取引
	貸出金、コミ ットメント及 びその他のデ リバティブ以 外のオフ・バ ランス取引	有価証券	デリバティブ 取引		
国内計	801,576	600,441	166,159	1,596	3,659
国外計	29,592	—	29,313	—	—
地域別合計	831,168	600,441	195,473	1,596	3,659
製造業	29,943	27,890	2,035	—	114
農業	1,326	1,325	—	—	26
林業	76	76	—	—	—
漁業	440	439	—	—	6
鉱業	343	342	—	—	—
建設業	30,620	29,193	1,414	—	1,368
電気・ガス・熱供給・水道業	8,476	1,831	6,623	—	—
情報通信業	4,069	3,240	822	—	72
運輸業	21,495	16,557	4,914	—	13
卸・小売業	36,063	35,226	781	—	273
金融・保険業	196,988	108,183	84,798	1,596	1
不動産業	59,901	54,624	4,959	—	660
各種サービス業	65,053	55,690	9,323	—	602
国・地方公共団体	169,648	93,364	75,254	—	—
その他	206,721	172,454	4,546	—	520
業種別合計	831,168	600,441	195,473	1,596	3,659
1年以下	159,273	120,112	37,092	9	2,032
1年超3年以下	83,745	45,249	37,956	238	273
3年超5年以下	114,625	73,584	40,244	764	50
5年超7年以下	66,199	60,531	5,547	119	472
7年超10年以下	90,347	62,662	27,220	464	327
10年超	205,317	169,771	35,545	—	436
期間の定めのないもの	111,659	68,528	11,866	—	65
残存期間別合計	831,168	600,441	195,473	1,596	3,659

	平成22年3月期				
	信用リスク・エクスポートジャーヤー期末残高			三月以上延滞 エクス ポートジャーヤ	デリバティブ 取引
	貸出金、コミ ットメント及 びその他のデ リバティブ以 外のオフ・バ ランス取引	有価証券	デリバティブ 取引		
国内計	846,070	626,802	187,035	283	3,328
国外計	27,793	—	27,596	—	—
地域別合計	873,864	626,802	214,632	283	3,328
製造業	41,078	29,122	11,917	—	160
農業、林業	1,748	1,747	—	—	22
漁業	462	461	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	44	44	—	—	—
建設業	30,436	29,976	414	—	1,296
電気・ガス・熱供給・水道業	6,864	311	6,545	—	—
情報通信業	4,931	3,454	1,463	—	36
運輸業、郵便業	36,386	16,895	19,453	—	6
卸売業、小売業	39,159	36,937	2,157	—	249
金融業、保険業	183,365	117,290	64,307	283	—
不動産業	60,632	53,699	6,614	—	182
物品販賣業	5,692	5,649	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	3,486	3,485	—	—	34
宿泊業	5,207	5,206	0	—	146
飲食業	5,250	5,158	90	—	46
生活関連サービス業、娯楽業	11,380	11,353	15	—	106
教育、学習支援業	9,999	4,295	5,698	—	1
医療、福祉	14,340	14,337	—	—	154
その他のサービス	10,997	6,940	4,055	—	29
国・地方公共団体	193,280	105,226	87,130	—	—
その他	209,119	175,209	4,768	—	852
業種別合計	873,864	626,802	214,632	283	3,328
1年以下	148,240	118,954	28,395	27	1,834
1年超3年以下	85,995	52,653	33,258	5	181
3年超5年以下	143,771	82,515	61,167	51	156
5年超7年以下	71,265	52,500	18,568	196	137
7年超10年以下	96,348	71,676	24,670	1	270
10年超	200,939	165,218	35,720	—	736
期間の定めのないもの	127,304	83,283	12,851	—	11
残存期間別合計	873,864	626,802	214,632	283	3,328

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いてあります。

2. 「三月以上延滞エクスポートジャーヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートジャーヤー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポートジャーヤーをいいます。

3. 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、平成22年3月期から業種の表示を一部変更しております。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成21年3月期					
	信用リスク・エクスポートジャーラー期末残高					
	貸出金、コミットメント及び他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポートジャーラー		
国内計	804,230	600,515	166,159	1,596	3,706	
国外計	29,592	—	29,313	—	—	
地域別合計	833,823	600,515	195,473	1,596	3,706	
製造業	29,943	27,890	2,035	—	114	
農業	1,326	1,325	—	—	26	
林業	76	76	—	—	—	
漁業	440	439	—	—	6	
鉱業	343	342	—	—	—	
建設業	30,620	29,193	1,414	—	1,368	
電気・ガス・熱供給・水道業	8,476	1,831	6,623	—	—	
情報通信業	4,069	3,240	822	—	72	
運輸業	21,495	16,557	4,914	—	13	
卸・小売業	36,063	35,226	781	—	273	
金融・保険業	195,814	107,142	84,798	1,596	1	
不動産業	55,911	51,393	4,959	—	660	
各種サービス業	65,053	55,690	9,323	—	602	
国・地方公共団体	169,648	93,364	75,254	—	—	
その他	214,538	176,799	4,546	—	567	
業種別合計	833,823	600,515	195,473	1,596	3,706	
1年以下	158,232	119,070	37,092	9	2,032	
1年超3年以下	86,448	47,952	37,956	238	273	
3年超5年以下	114,625	73,584	40,244	764	50	
5年超7年以下	66,199	60,531	5,547	119	472	
7年超10年以下	90,347	62,662	27,220	464	327	
10年超	202,087	166,541	35,545	—	436	
期間の定めのないもの	115,883	70,170	11,866	—	112	
残存期間別合計	833,823	600,515	195,473	1,596	3,706	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポートジャーラー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートジャーラー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポートジャーラーをいいます。

3. 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、平成22年3月期から業種の表示を一部変更しております。

(単位：百万円)

	平成22年3月期					
	信用リスク・エクスポートジャーラー期末残高					
	貸出金、コミットメント及び他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポートジャーラー		
国内計	848,407	625,164	187,035	283	3,368	
国外計	27,793	—	27,596	—	—	
地域別合計	876,201	625,164	214,632	283	3,368	
製造業	41,078	29,122	11,917	—	160	
農業、林業	1,748	1,747	—	—	22	
漁業	462	461	—	—	0	
鉱業、採石業、砂利採取業	44	44	—	—	—	
建設業	30,436	29,976	414	—	1,296	
電気・ガス・熱供給・水道業	6,864	311	6,545	—	—	
情報通信業	4,931	3,454	1,463	—	36	
運輸業、郵便業	36,386	16,895	19,453	—	6	
卸売業、小売業	39,159	36,937	2,157	—	249	
金融業、保険業	182,298	116,412	64,307	283	—	
不動産業	56,836	50,611	6,614	—	182	
物品貯蔵業	5,692	5,649	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	3,486	3,485	—	—	34	
宿泊業	5,207	5,206	0	—	146	
飲食業	5,250	5,158	90	—	46	
生活関連サービス業、娯楽業	11,380	11,353	15	—	106	
教育、学習支援業	9,999	4,295	5,698	—	1	
医療、福祉	14,340	14,337	—	—	154	
その他のサービス	10,997	6,940	4,055	—	29	
国・地方公共団体	193,280	105,226	87,130	—	—	
その他	216,320	177,536	4,768	—	893	
業種別合計	876,201	625,164	214,632	283	3,368	
1年以下	147,363	118,076	28,395	27	1,834	
1年超3年以下	88,322	54,980	33,258	5	181	
3年超5年以下	143,771	82,515	61,167	51	156	
5年超7年以下	71,265	52,500	18,568	196	137	
7年超10年以下	96,348	71,676	24,670	1	270	
10年超	197,851	162,131	35,720	—	736	
期間の定めのないもの	131,278	83,283	12,851	—	52	
残存期間別合計	876,201	625,164	214,632	283	3,368	

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

## ● 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成21年3月期			平成22年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,888	△355	1,533	1,533	△284	1,249
個別貸倒引当金	3,626	△561	3,064	3,064	△557	2,507
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	5,514	△916	4,597	4,597	△841	3,756

(注) 1.上記の個別貸倒引当金は、貸出金、支払承諾及び未収利息の引当金です。仮払金及び出資金は含んでおりません。

2.一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については算定を行っておりません。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成21年3月期			平成22年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,929	△348	1,580	1,580	△278	1,302
個別貸倒引当金	3,742	△567	3,175	3,175	△557	2,618
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	5,672	△915	4,756	4,756	△835	3,920

(注) 1.上記の個別貸倒引当金は、貸出金、支払承諾及び未収利息の引当金です。仮払金及び出資金は含んでおりません。

2.一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成21年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	3,626	△ 561	3,064
国外計	—	—	—
地域別合計	3,626	△ 561	3,064
製造業	275	48	324
農業	—	11	11
林業	—	—	—
漁業	12	△ 5	6
鉱業	—	—	—
建設業	857	275	1,132
電気・ガス・熱供給・水道業	54	△ 10	43
情報通信業	59	2	61
運輸業	84	△ 46	37
卸・小売業	582	△ 309	272
金融・保険業	186	△ 145	41
不動産業	163	48	211
各種サービス業	1,144	△ 471	673
国・地方公共団体	—	—	—
その他	207	40	248
業種別合計	3,626	△ 561	3,064

	平成22年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	3,064	△ 557	2,507
国外計	—	—	—
地域別合計	3,064	△ 557	2,507
製造業	324	27	351
農業、林業	11	△ 5	5
漁業	6	△ 5	1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	1,132	△ 475	657
電気・ガス・熱供給・水道業	43	76	120
情報通信業	61	25	86
運輸業、郵便業	37	△ 10	26
卸売業、小売業	272	41	314
金融業、保険業	41	104	145
不動産業	211	71	283
物品貿易業	4	△ 4	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	6	6
宿泊業	152	△ 89	62
飲食業	71	20	92
生活関連サービス業、娯楽業	154	△ 72	82
教育、学習支援業	—	0	0
医療、福祉	257	△ 150	106
その他のサービス	32	△ 21	11
国・地方公共団体	—	—	—
その他	248	△ 96	151
業種別合計	3,064	△ 557	2,507

(注) 1.個別貸倒引当金は、部分直接償却実施後の計数でございます。

2.日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、平成22年3月期から業種の表示を一部変更しております。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成21年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	3,742	△ 567	3,175
国外計	—	—	—
地域別合計	3,742	△ 567	3,175
製造業	275	48	324
農業	—	11	11
林業	—	—	—
漁業	12	△ 5	6
鉱業	—	—	—
建設業	857	275	1,132
電気・ガス・熱供給・水道業	54	△ 10	43
情報通信業	59	2	61
運輸業	84	△ 46	37
卸・小売業	582	△ 309	272
金融・保険業	186	△ 145	41
不動産業	163	48	211
各種サービス業	1,144	△ 471	673
国・地方公共団体	—	—	—
その他	323	35	358
業種別合計	3,742	△ 567	3,175

(単位：百万円)

	平成22年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	3,175	△ 557	2,618
国外計	—	—	—
地域別合計	3,175	△ 557	2,618
製造業	324	27	351
農業、林業	11	△ 5	5
漁業	6	△ 5	1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	1,132	△ 475	657
電気・ガス・熱供給・水道業	43	76	120
情報通信業	61	25	86
運輸業、郵便業	37	△ 10	26
卸売業、小売業	272	41	314
金融業、保険業	41	104	145
不動産業	211	71	283
物品販賣業	4	△ 4	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	6	6
宿泊業	152	△ 89	62
飲食業	71	20	92
生活関連サービス業、娯楽業	154	△ 72	82
教育、学習支援業	—	0	0
医療、福祉	257	△ 150	106
その他のサービス	32	△ 21	11
国・地方公共団体	—	—	—
その他	358	△ 95	263
業種別合計	3,175	△ 557	2,618

(注) 1.個別貸倒引当金は、部分直接償却実施後の計数でございます。

2.日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、平成22年3月期から業種の表示を一部変更しております。

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

## ● 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

〈単体〉

(単位：百万円)

	貸出金償却の額
	平成21年3月期
製造業	—
農業	—
林業	—
漁業	—
鉱業	—
建設業	14
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	—
運輸業	—
卸・小売業	11
金融・保険業	—
不動産業	—
各種サービス業	—
国・地方公共団体	—
その他	15
業種別合計	42

〈連結〉

(単位：百万円)

	貸出金償却の額
	平成21年3月期
製造業	—
農業	—
林業	—
漁業	—
鉱業	—
建設業	14
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	—
運輸業	—
卸・小売業	11
金融・保険業	—
不動産業	—
各種サービス業	—
国・地方公共団体	—
その他	26
業種別合計	52

(単位：百万円)

	貸出金償却の額
	平成22年3月期
製造業	5
農業、林業	—
漁業	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—
建設業	239
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	11
運輸業、郵便業	—
卸売業、小売業	33
金融業、保険業	—
不動産業	—
物品貯蔵業	—
学術研究、専門・技術サービス業	—
宿泊業	—
飲食業	—
生活関連サービス業、娯楽業	13
教育、学習支援業	—
医療、福祉	—
その他のサービス	—
国・地方公共団体	—
その他	8
業種別合計	311

(注)日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成22年3月期から業種の表示を一部変更しております。

(単位：百万円)

	貸出金償却の額
	平成22年3月期
製造業	5
農業、林業	—
漁業	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—
建設業	239
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	11
運輸業、郵便業	—
卸売業、小売業	33
金融業、保険業	—
不動産業	—
物品貯蔵業	—
学術研究、専門・技術サービス業	—
宿泊業	—
飲食業	—
生活関連サービス業、娯楽業	13
教育、学習支援業	—
医療、福祉	—
その他のサービス	—
国・地方公共団体	—
その他	15
業種別合計	319

(注)日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成22年3月期から業種の表示を一部変更しております。

- 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

#### リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成21年3月期		平成22年3月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	131,281	120,087	140,352	150,141
10%	21,205	60,198	32,512	58,919
20%	113,712	—	95,083	—
35%	—	78,665	—	69,478
50%	10,328	241	18,938	326
70%	500	—	—	—
75%	—	94,483	—	106,880
100%	17,975	123,679	19,287	125,959
150%	—	892	1,030	866
自己資本控除	229	—	330	—
合計	295,233	478,250	307,535	512,572

(注)「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成21年3月期		平成22年3月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	131,281	120,087	140,352	150,141
10%	21,205	60,198	32,512	58,919
20%	113,712	—	95,083	—
35%	—	78,665	—	69,478
50%	10,328	241	18,938	326
70%	500	—	—	—
75%	—	98,699	—	110,526
100%	17,975	121,960	19,287	124,498
150%	—	939	1,030	906
自己資本控除	229	—	330	—
合計	295,233	480,793	307,535	514,797

(注)「格付あり」エクspoージャーには、原債務者の格付を適用しているエクspoージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクspoージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクspoージャーが含まれております。

#### ■信用リスク削減手法に関する事項

- 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位：百万円)

	エクspoージャーの額	
	平成21年3月期	平成22年3月期
現金及び自行預金	10,723	10,145
金	—	—
適格債券	33,259	26,148
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	43,982	36,293
適格保証	14,583	18,489
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証・適格クレジット・デリバティブ合計	14,583	18,489

#### ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

- 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクspoージャー方式にて算出しております。

- グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は平成21年3月期963百万円、平成22年3月期39百万円でございます。

- 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	平成21年3月期	平成22年3月期
派生商品取引	1,596	283
外国為替関連取引及び金関連取引	9	—
金利関連取引	1,587	283
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	1,596	283

(注)原契約期間がら営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

- グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額に掲げる額を差し引いた額同額でございます。

- 担保の種類別の額

該当ございません。

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

- 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	平成21年3月期	平成22年3月期
派生商品取引	1,596	283
外国為替関連取引及び金関連取引	9	—
金利関連取引	1,587	283
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	1,596	283

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

- 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

- 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

## ■証券化エクスポートに関する事項

- 銀行及び連結グループがオリジネーターである証券化エクスポートに関する事項  
該当ございません。
- 銀行及び連結グループが投資家である証券化エクスポートに関する事項

- (1)保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポートの額

(単位：百万円)

	エクスポートの額	
	平成21年3月期	平成22年3月期
住宅ローン債権	—	—
自動車ローン	—	—
クレジットカード与信	—	—
リース債権	—	—
事業者向け貸出	—	—
法人向け信用リスク（CDO）等	227	328
その他（※）	—	—
合計	227	328

(※) 投資事業組合が保有する投資信託に含まれるもの

- (2)保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポートのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成21年3月期		平成22年3月期	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
0%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	227	227	328	328
合計	227	227	328	328

- (3)自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期
債務担保証券	229	330
合計	229	330

(注) 未収等債務担保証券に関連するエクスポートを含めております。

- (4)自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

## ■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートに関する事項

- 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

○出資等エクスポートの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成21年3月期		平成22年3月期	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポートの貸借対照表計上額	10,132		10,741	
上場株式等エクスポートに該当しない出資等又は株式等エクスポートの貸借対照表計上額（その他の有価証券含む）	902		859	
合計	11,035	11,035	11,600	11,600

## ○子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	貸借対照表額	
	平成21年3月期	平成22年3月期
子会社・子法人等	359	359
関連法人等	—	—
合計	359	359

- 出資等又は株式等エクスポートジャーヤーの売却及び償却に伴う損益の額

## 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジャーヤー (単位：百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期
売却損益額	230	83
償却額	383	42

- 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	△2,552	△1,753

- 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

- 海外営業拠点を有する銀行における、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ございません。

- 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポートジャーヤーの額及び株式等エクスポートジャーヤーのポートフォリオの区分ごとの額

該当ございません。

## ■信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャーヤーの額

該当ございません。

## ■銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

当行が内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

平成21年3月期

99パーセンタイル値 … △597百万円

1パーセンタイル値 … 1,726百万円

平成22年3月期

99パーセンタイル値 … △3,328百万円

1パーセンタイル値 … 1,772百万円

(注) 1. 当行では、金利ショックとしてアウトライヤー基準の99パーセンタイル値と1パーセンタイル値を計算し、金利リスク量を計測しております。

上記経済的価値の増減額は、金利ショックにより発生するリスク量を表し、市場金利に影響を受ける当行の保有する銀行勘定の資産・負債（例えば、貸出金・有価証券・預金等）を計測対象としております。

2. 当行が保有する円建の資産・負債以外の外貨建の資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債に含めて経済的価値の増減額を計算しております。

3. コア預金の金利リスク量は、平成20年9月より内部モデル（\*）により計測しております。

（\*）当行の流動性預金の過去5年間の残高実績から、将来5年間の残高推移を推計し、金利追随分を控除した金額をコア預金としております。

## ■自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規則上所要自己資本を下回った会社

該当ございません。